

平成30年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月10日 午前10時10分		
	散 会	9月10日 午後2時11分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

平成30年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成30年9月10日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第33号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第34号	今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第35号	今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第36号	村道路線の変更について	説 明
9	議案第37号	平成30年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	説 明
10	議案第38号	平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について	説 明
11	認定第1号	平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
12	認定第2号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
13	認定第3号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
14	認定第4号	平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について	説 明
15	報告第3号	平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報 告
16	報告第4号	平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
17		決算審査特別委員会の設置・付託	
18		現場踏査	

○ 東恩納寛政 議長 皆さん、おはようございます。平成30年第3回今帰仁村議会定例会、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成30年第3回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時10分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 山城 太議員及び10番 島袋 誠議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの12日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月21日までの12日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書がお手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

6月 2日 謝花喜一郎副知事就任祝賀会を開催しました。

3日 まほろば保育園落成式典が開催されました。

8日 平成30年度今帰仁村民生委員児童委員協議会総会が開催されました。

9日 北部広域市町村圏事務組合議会第50回臨時会が開催されました。

15日 北部広域市町村圏事務組合平成30年度一般会計・特別会計例月出納検査を行いました。

22日 第44回今帰仁村老人クラブ大会が開催されました。

24日 第16回今帰仁中学校にて運動会が行われました。

26日 (認定こども園) 幼保連携一体化施設新築工事(越地)の地鎮祭が行われました。

〃 村文化協会第20回定例総会並びに祝賀会が開催されました。

27日 南米3カ国移住記念式典視察訪問説明会が行われました。

28日 沖縄県防衛協会北部支部懇親会が行なわれました。

29日 今帰仁漁業協同組合通常総会が開催されました。

7月 4日 第9回今帰仁まつり第1回実行委員会が行なわれました。

5日 北部市町村議会議員・事務局職員研修会及びスポーツレク大会が開催されました。

- 7月 10日 県産品優先使用の要請行動が行われました。
- 13日 黄熱病予防接種（南米3カ国移住記念式典視察訪問）を行いました。
- 23日 今帰仁村表彰審査委員会が行われました。
- 24日 町村議会正副議長・正副委員長研修会が行われました。
- 25日 平成29年度北部広域市町村圏事務組合一般・特別会計決算審査を行いました。
- 28日 まほろば保育園の夕涼み会が行われました。
- 30～31日 北部市町村議会議長会第2回理事会・定期総会が開催されました。
- 8月 1日 第47回今帰仁村畜産共進会が開催されました。
- 〃 古宇利島に光ケーブル早期導入の要請行動を行いました。
- 3～15日 南米3カ国移住記念式典視察訪問へ参加しました。
- 18日 「パインアップルの日」関連イベントが開催されました。
- 〃 国頭村まつりが開催されました。
- 29日 北部広域市町村圏事務組合平成30年度一般会計・特別会計例月出納検査を行いました。
- 31日 第8回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村第3回実行委員会が行われました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 皆さん、おはようございます。行政報告がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

- 6月 1日 沖縄地区史跡整備市町村協議会第42回大会が開催されました。
- 2日 謝花喜一郎副知事就任祝賀会を開催しました。
- 3日 社会福祉法人温和会まほろば保育園の園舎落成式典が開催されました。
- 4日 基幹病院の経営形態に関する勉強会が開催されました。
- 〃 沖縄総合事務局開発建設部との国土交通行政に関する懇談会が開催されました。
- 6日 今帰仁郷友会ふるさと交流ゴルフ大会が開催されました。
- 7日 古宇利ふれあい広場食堂施設運営協議会を開催しました。
- 8日 村民生委員児童委員協議会総会が開催されました。
- 〃 本部地区防犯協会定期総会が開催されました。
- 10日 第37回壮年ソフトボール大会が開催されました。
- 20日 村身体障害者福祉協会総会が開催されました。
- 22日 第44回今帰仁村老人クラブ大会が開催されました。
- 23日 沖縄全戦没者追悼式に参列しました。
- 24日 今帰仁中学校にて運動会が行われました。
- 25日 平成29年度北部市町村一般会計歳入歳出決算監査を行いました。
- 〃 北部地域基幹病院整備推進会議に係る会計監査を行いました。
- 26日 幼保連携一体化施設新築工事（越地）の地鎮祭が行なわれました。
- 27日 村文化協会第20回定例総会が開催されました。

- 6月 27日 村育英会役員会を開催しました。
 // 南米視察訪問説明会が行なわれました。
 // 第12回今帰仁グスク桜まつり第1回実行委員会を開催しました。
 // 本部地区安全なまちづくり推進協議会が開催されました。
 28日 村租税教育推進協議会を開催しました。
 29日 今帰仁漁業協同組合通常総会が開催されました。
 // 村母子寡婦福祉会総会が開催されました。
 30日 村PTAバレーボール大会が開催されました。
- 7月 3日 教育委員辞令交付式を行ないました。
 // 北部市町村会総会が開催されました。
 // 第5回北部地域基幹病院整備推進会議が開催されました。
 4日 伊平屋・伊是名・今帰仁村（三村）交流事業第1回実行委員会を開催しました。
 // 第42回北部地区「社会を明るくする運動」今帰仁村大会実施委員会を開催しました。
 // 第9回今帰仁まつり第1回実行委員会を開催しました。
 10日 県産品優先使用の要請行動の受入を行いました。
 13日 第42回北部地区「社会を明るくする運動」今帰仁村大会・「夏の交通安全運動及び青少年の深夜はいかい防止」今帰仁村大会を開催しました。
 14日 「マンゴーの日」関連イベントが開催されました。
 18～19日 沖縄県町村会町村長視察研修（南大東村・北大東村）に参加しました。
 19日 第69回沖縄県地域振興対策協議会定期総会が開催されました。
 // 第185回沖縄県町村会定期総会が開催されました。
 20日 村民児協交流会が開催されました。
 23日 村表彰審査委員会を開催しました。
 24日 ツール・ド・おきなわ実行委員会第1回総会が開催されました。
 // とびだせ村長室が開催されました。（村商工会女性部）
 26日 第39回今帰仁城跡附シイナ城跡調査研究整備委員会が開催されました。
 27日 第137回沖縄県町村土地開発公社理事会が開催されました。
 // 沖縄県国民健康保険団体連合会第1回通常総会が開催されました。
 // 第1回沖縄県介護保険広域連合運営会議が開催されました。
 28日 村スイカ祭りが開催されました。
 30日 村収納対策連絡会議を開催しました。
 // 村民生委員推薦委員会を開催しました。
 // 北部12市町村長による北部振興事業に関する要請行動が行なわれました。
- 8月 1日 第47回今帰仁村畜産共進会を開催しました。
 // 村内の高速ブロードバンド環境整備の要請行動を行いました。

- 8月 2日 北部地区パインアップル生産振興協議会定期総会が開催されました。
- 3～15日 南米3カ国移住110周年記念式典（ブラジル・アルゼンチン・ボリビア）が開催されました。
- 4日 第16回JAおきなわ今帰仁支店事業報告会が開催されました。
- 6日 とびだせ村長室が開催されました。（今帰仁グスクを学ぶ会）
- 9日 村さとうきび生産組合総代会が開催されました。
- 16日 村納骨堂の旧七夕法要を行いました。
- 17日 沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会が開催されました。
- 18日 「パインアップルの日」関連イベントが開催されました。
- 21日 北部地域自転車ネットワーク計画に係る説明会が行なわれました。
- 〃 北部市町村会総会が開催されました。
- 〃 沖縄県農林水産部と北部市町村との行政懇談会が開催されました。
- 28日 北部管内3市町村（今帰仁村・本部町・名護市）における税務徴収職員相互併任辞令交付式が行われました。
- 29日 県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の基本的枠組みに関する第4回協議が行なわれました。
- 31日 伊平屋・伊是名・今帰仁村（三村）交流事業第2回実行委員会を開催しました。
- 〃 第8回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村第3回実行委員会を開催しました。

○ 東恩納寛政 議長 日程第5. 「議案第33号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第33号

今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年9月10日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

沖縄県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の規定を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

今帰仁村子ども医療費助成条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4) 医療保険各法以外の法令の規定 <u>規則で定める法令の規定をいう。</u></p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の申請は、対象の子どもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して<u>2年以内</u>に行わなければならない。ただし、村長が、特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、前期子どもが診療を受けたときは、当該診療に係る保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して一部負担金に相当する額を支払うことにより助成するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する請求は、前期子どもが医療を受けた日の属する月の翌々月の初日から起算して、3年以内に行わなければならない。ただし、村長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4) 医療保険各法以外の法令の規定 <u>次に掲げる法律をいう。</u></p> <p><u>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2</u></p> <p><u>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2、第20条又は第56条第1項</u></p> <p><u>ウ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条又は第20条又は第21条の4第1項</u></p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の申請は、対象の子どもが医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して<u>1年以内</u>に行わなければならない。ただし、村長が、特にやむをえない事由があると認めるときは、この限りでない。</p>

<p>5 保険医療機関等が第3項の方法に対応できない場合には、第1項の規定により助成するものとする。</p>	
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の今帰仁村子ども医療費助成条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○ 東恩納寛政 議長 日程第6. 「議案第34号 今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第34号

今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めます。

平成30年9月10日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

今帰仁村乙羽岳森林公園の運営の自由度を高め、サービスを拡大する目的のため、この議案を提出します。

今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村乙羽岳森林公園の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後 (案)	現 行										
<p style="text-align: center;">(位置)</p> <p>第2条 <u>森林公園の位置は、次のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>今帰仁村字謝名1332番地</u></p> <p style="text-align: center;">(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>森林公園</u>を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第4条 <u>森林公園の使用料は、別表1に定める金額の範囲内で村長が定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(休園日)</p> <p>第5条 <u>森林公園</u>は、年中無休とする。ただし、<u>村長が管理上特に必要があると認めるときは、臨時に休園することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(利用時間)</p> <p>第6条 <u>森林公園</u>の利用時間は、別表2のとおりとする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、<u>これを拡大し、又は臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の選定)</p> <p>第8条 村長は、指定管理者に森林公園の管理を行わせようとするときは、今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号。以下「基本条例」という。）第4条の規定および次に掲げる基準により、<u>森林公園</u>の指定管理</p>	<p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>森林公園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">バンガロー大</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字謝名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">バンガロー中</td> <td style="text-align: center;">1332番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">キャンプ場</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理棟</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>森林公園施設</u>を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第4条 <u>森林公園施設の使用料は、別表1のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(休園日)</p> <p>第5条 <u>森林公園施設</u>は、年中無休とする。ただし、<u>村長が施設の管理上特に必要があると認めるときは、臨時に休園することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(利用時間)</p> <p>第6条 <u>森林公園施設</u>の利用時間は、別表2のとおりとする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、<u>_____臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の選定)</p> <p>第8条 村長は、指定管理者に森林公園の管理を行わせようとするときは、今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号。以下「基本条例」という。）第4条の規定および次に掲げる基準により、<u>森林公園施設</u>の指定</p>	名称	位置	バンガロー大	今帰仁村字謝名	バンガロー中	1332番地	キャンプ場		管理棟	
名称	位置										
バンガロー大	今帰仁村字謝名										
バンガロー中	1332番地										
キャンプ場											
管理棟											

者を選定するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 略

(1)～(5) 略

(6) その他森林公園の管理上、村長が認める業務

別表1 (第4条、第10条関係)

名称	使用料
キャンプ場	1区画1泊につき 2,000円
バンガロー (大型)	1棟1泊につき 30,000円
バンガロー (中型)	1棟1泊につき 20,000円
その他	森林公園を占有使用する 場合 一平方メートルあたり1日につき50円

別表2 (第6表関係)

区分	利用時間
乙羽岳キャンプ場、バンガロー	午後2時から翌日の午前10時まで

管理者を選定するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 略

(1)～(5) 略

(6) その他森林公園施設の管理上、村長が認める業務

別表1 (第4条、第10条関係)

名称	使用料
キャンプ場	村内1人当たり1日につき 200円 村外1人当たり1日につき 500円
テント	村内1張り1泊につき 1,000円 村外1張り1泊につき 2,000円
バンガロー (大型)	村内1棟1泊につき 7,000円 村外1棟1泊につき 15,000円
バンガロー (中型)	村内1棟1泊につき 5,000円 村外1棟1泊につき 10,000円

別表2 (第6表関係)

区分	利用時間
乙羽岳キャンプ場、バンガロー	午後1時から翌日の午後12時まで

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○ 東恩納寛政 議長 日程第7. 「議案第35号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 東恩納寛政 議長 日程第8. 「議案第36号 村道路線の変更について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。
- 中原茂仁 副村長
議案第36号

村道路線の変更について

村道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求めます。

1 変更する路線

整理番号	路線名	新旧別	起点	終点
29	古宇利線	新	古宇利95-2	古宇利2427-3
		旧	古宇利95-2	古宇利1196
34	古宇利宇辺の花線	新	古宇利284	古宇利1206
		旧	古宇利284	古宇利1264

平成30年9月10日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

村道の路線を変更するには、道路法第10条3項の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

地図については添付しておりますので、ご参照ください。

- 東恩納寛政 議長 日程第9. 「議案第37号 平成30年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。
- 中原茂仁 副村長

議案第37号

平成30年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,053万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,765万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月10日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		54,407	15,643	70,050
	1 分担金	3	15,556	15,559
	2 負担金	54,404	87	54,491
15 国庫支出金		616,194	81,476	697,670
	1 国庫負担金	378,952	51,000	429,952
	2 国庫補助金	233,535	30,476	264,011
16 県支出金		1,538,768	153,182	1,691,950
	1 県負担金	224,545	25,500	250,045
	2 県補助金	1,276,765	127,615	1,404,380
	3 県委託金	37,458	67	37,525

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		15,831	10,385	26,216
	1 寄 附 金	15,831	10,385	26,216
19 繰 入 金		315,438	17,600	333,038
	1 繰 入 金	315,438	17,600	333,038
20 繰 越 金		10,000	179,609	189,609
	1 繰 越 金	10,000	179,609	189,609
22 村 債		383,100	2,644	385,744
	1 村 債	383,100	2,644	385,744
歳 入 合 計		6,127,114	460,539	6,587,653

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		72,199	788	72,987
	1 議 会 費	72,199	788	72,987
2 総 務 費		869,567	154,203	1,023,770
	1 総 務 管 理 費	729,406	154,770	884,176
	2 徴 税 費	85,893	△618	85,275
	5 統 計 調 査 費	752	51	803
3 民 生 費		2,583,567	101,957	2,685,524
	1 社 会 福 祉 費	1,055,372	44,138	1,099,510
	2 児 童 福 祉 費	1,528,195	57,819	1,586,014
4 衛 生 費		353,432	△380	353,052
	1 保 健 衛 生 費	147,611	△380	147,231
6 農 林 水 産 業 費		458,049	142,543	600,592
	1 農 業 費	259,643	140,087	399,730
	2 林 業 費	14,761	2,366	17,127
	3 水 産 業 費	183,645	90	183,735
7 商 工 費		122,441	△43	122,398
	1 商 工 費	122,441	△43	122,398
8 土 木 費		394,452	42,608	437,060
	2 道 路 橋 梁 費	321,863	41,420	363,283
	3 河 川 費	31,940	520	32,460
	5 住 宅 費	6,710	668	7,378

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		657,471	18,863	676,334
	1 教 育 総 務 費	189,263	5,186	194,449
	2 小 学 校 費	74,458	△395	74,063
	3 中 学 校 費	37,254	2,129	39,383
	4 幼 稚 園 費	34,222	32	34,254
	5 社 会 教 育 費	183,296	1,265	184,561
	6 保 健 体 育 費	138,978	10,646	149,624
歳 出 合 計		6,127,114	460,539	6,587,653

第2表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
第2期今帰仁村子ども・子育て支援計画策定事業	平成31年度	3,500

第3表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 6,600	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 6,600	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ
漁村再生交付金事業	22,400	〃			22,400	〃		
村道与那嶺線改良事業	2,000	〃			2,000	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	13,800	〃			13,800	〃		
村道呉我山仲山橋改良事業	5,500	〃			2,300	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	25,400	〃			35,500	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	183,400	〃			183,300	〃		
臨時財政対策債	120,000	〃			115,844	〃		
Jアラート新型受信機導入事業	4,000	〃			4,000	〃		
合 計	383,100			385,744				

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 おはようございます。私のほうから歳入歳出において、節において300万円以上の増減について説明いたします。

まず9ページをお願いいたします。歳出、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費負担金、1節農業費分担金1,555万6,000円は災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業によるものです。

続いて11ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節身体障害者福祉費負担金2,100万円の補正につきましては、身体障害者福祉費負担金、障害福祉サービス費の事業と障害児施設措置費の給付費等によるものでございます。

続いて13節、子どものための教育・保育給付費負担金3,000万円は、特例施設型給付費によるものです。

続いて12ページ、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1目道路橋梁費補助金4,451万5,000円については、村道古宇利一周線道路改築事業によるものです。7節社会資本整備費総合交付金、マイナス1,430万円は村道呉我山仲山橋改良事業によるものでございます。

次に13ページをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節身体障害者福祉費負担金1,050万円は身体障害者福祉費負担金、障害福祉サービス費によるものと、それから障害児施設措置費給付費等によるものでございます。13節子どものための教育・保育給付費負担金の1,500万円は、特例の施設型給付費によるものでございます。

続いて14ページをお願いいたします。2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1億2,392万6,000円は、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業によるものが主なものでございます。

続いて16ページをお願いいたします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節寄附金1,038万5,000円は今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金によるものでございます。

続いて17ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節繰入金1,760万円は、財産購入基金と今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金によるものでございます。

続いて18ページ、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1億7,960万9,000円は、繰越金の1億7,903万8,745円の繰越金によるものが主なものでございます。

続いて19ページをお願いいたします。22款村債、1項村債、4目土木費、1節道路橋梁債690万円は村道呉我山仲山橋改良事業の320万円の減額と、村道古宇利一周線道路改築事業の1,010万円の増額によるものでございます。その下の7目その他債、1節その他債マイナス415万6,000円は、その他債臨時財政対策債によるものでございます。

続いて21ページをお願いいたします。歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料741万7,000円の増額は、業務継続計画の委託によるものが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。22ページ、2目文書広報費13節委託料の1,000万円は区長会事務委託費によるものでございます。4目財産管理費、25節積立金1億2,149万円は財政調整基金と今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金が主なものでございます。下の欄の5目企画費、13節委託料513万円の補正は古宇利島観光拠点施設整備費事業基本設計委託業務によるものでございます。

27ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費の20節扶助費の4,200万円は障害福祉サービス費と障害児施設措置費（給付費等）によるものでございます。

28ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料358万6,000円は第2期今帰仁村子ども・子育て支援計画策定事業によるものでございます。3目保育所費、1節報酬マイナス685万円は嘱託保育士、嘱託調理員の減額によるものでございます。5目保育運営事業の13節委託料6,000万円は子どものための教育・保育給付費負担金の増額によるものでございます。

30ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、15節工事請負費6,000万円は、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業によるものでございます。19節負担金補助及び交付金の7,956万2,000円は、産地パワーアップ事業補助金と災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業によるものが主なものでございます。

31ページをお願いいたします。10目農村集落基盤再編・整備事業西地区、17節公有財産購入費305万円は農村集落基盤再編・整備事業西地区のものでございます。

続いて35ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、15節工事請負費…。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時41分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 失礼いたしました。35ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、補正前の額1,312万6,000円、補正額365万2,000円、合計1,677万8,000円は、17節公有財産購入費、道路敷用地購入費が主なものでございます。3目道路新設改良費、補正額3,776万8,000円は15節工事請負費3,231万3,000円、村道古宇利一周線道路改築事業、村道呉我山仲山橋改良事業によるものと、17節公有財産購入費567万円で、村道古宇利一周線道路改築事業が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額518万6,000円につきましては、17節公有財産購入費、学校用地購入費で268万4,000円が主なものでございます。

43ページをお願いいたします。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費973万9,000円の補正額は11節537万2,000円で燃料費、水道光熱費、水道料金、それから電気料金等が主なものと、それから18節備品購入費の375万4,000円は運動公園備品購入費が主なものでございます。以上、節において300万円以上の補正のもの説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 日程第10。「議案第38号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第38号

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,907万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,052万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月10日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		396,146	27,697	423,843
	1 国民健康保険税	396,146	27,697	423,843
6 県支出金		1,068,973	270	1,069,243
	1 県補助金	1,068,972	270	1,069,242
10 繰入金		165,890	1,110	167,000
	1 他会計繰入金	165,888	1,110	166,998
歳入合計		1,631,451	29,077	1,660,528

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,917	1,380	31,297
	1 総務管理費	28,197	1,380	29,577
2 保険給付費		1,025,060	51	1,025,111
	3 移送費	2	51	53

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保健事業費		26,254	0	26,254
	1 保健事業費	13,959	0	13,959
	2 特定健康診査等事業費	12,295	0	12,295
9 諸支出金		6,361	27,646	34,007
	1 償還金及び還付加算金	6,361	27,646	34,007
歳出合計		1,631,451	29,077	1,660,528

詳細は、担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 それでは歳入歳出については、節の300万円以上の額としてご説明させていただきたいと思います。

5ページをごらんください。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2,769万7,000円につきましては、1節医療給付費分現年課税分2,118万円です。2節後期高齢者支援金分、現年課税分429万円です。

続きまして12ページをお願いいたします。歳出、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目療養給付費等負担金償還金、補正額2,764万6,000円につきましては、23節償還金、利子及び割引料2,764万6,000円であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 日程第11. 「認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

認定第1号

平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成30年9月10日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 金城寛樹会計管理者。

○ 金城寛樹 会計管理者 よろしく申し上げます。平成29年度一般会計歳入歳出決算書のほうをお開きください。まず2ページ、3ページをお願いします。

平成29年度 歳入歳出決算総括表

(歳入)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入割合	
											予算現額対	調定額対
一般会計	5,666,227,000	1,330,130,000	1,054,478,128	0	8,050,835,128	8,197,595,478	7,883,624,458	1,980,739	311,990,281	167,210,670	97.92	96.16
国民健康保険特別会計	2,068,027,000	174,552,000	0	0	2,242,579,000	2,059,946,536	2,032,750,674	950,100	26,245,762	209,828,326	90.64	98.67
後期高齢者医療特別会計	84,882,000	1,847,000	0	0	86,729,000	87,650,175	86,708,417	162,750	779,008	20,583	99.97	98.92
合計	7,819,136,000	1,506,529,000	1,054,478,128	0	10,380,143,128	10,345,192,189	10,003,083,549	3,093,589	339,015,051	377,059,579	96.36	96.69

(歳出)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	予算現額と支出済額との割合
							継続費通次	繰越明許費	事故繰越		
一般会計	5,666,227,000	1,330,130,000	1,054,478,128	0	8,050,835,128	7,671,584,233	0	298,903,000	0	80,347,895	95.28
国民健康保険特別会計	2,068,027,000	174,552,000	0	0	2,242,579,000	2,161,894,635	0	0	0	80,684,365	96.40
後期高齢者医療特別会計	84,882,000	1,847,000	0	0	86,729,000	86,421,262	0	0	0	307,738	99.64
合計	7,819,136,000	1,506,529,000	1,054,478,128	0	10,380,143,128	9,919,900,130	0	298,903,000	0	161,339,998	95.56

続きまして、6 ページ、7 ページをお願いいたします。平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算書を読み上げます。単位については、円の単位となっております。

平成29年度 今帰仁村一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 村 税		617,125,000	685,144,265	656,373,036	1,980,739	26,790,490	△39,248,036
	1 村 民 税	198,080,000	220,562,482	214,636,119	435,839	5,490,524	△16,556,119
	2 固 定 資 産 税	328,879,000	369,604,017	348,311,213	1,405,300	19,887,504	△19,432,213
	3 軽 自 動 車 税	33,192,000	38,590,126	37,038,064	139,600	1,412,462	△3,846,064
	4 市町村たばこ税	56,972,000	56,387,640	56,387,640	0	0	584,360
	5 特別土地保有税	2,000	0	0	0	0	2,000
2 地 方 譲 与 税		45,038,000	46,224,000	46,224,000	0	0	△1,186,000
	1 地方揮発油譲与税	13,321,000	13,393,000	13,393,000	0	0	△72,000
	2 自動車重量譲与税	31,716,000	32,831,000	32,831,000	0	0	△1,115,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
3 利子割交付金		501,000	499,000	499,000	0	0	2,000
	1 利子割交付金	501,000	499,000	499,000	0	0	2,000
4 配当割交付金		1,020,000	1,016,000	1,016,000	0	0	4,000
	1 配当割交付金	1,020,000	1,016,000	1,016,000	0	0	4,000
5 株式等譲渡所得割 交 付 金		1,134,000	1,134,000	1,134,000	0	0	0
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,134,000	1,134,000	1,134,000	0	0	0
6 地方消費税交付金		135,246,000	135,240,000	135,240,000	0	0	6,000
	1 地方消費税交付金	135,246,000	135,240,000	135,240,000	0	0	6,000
7 ゴルフ場利用税交付金		15,410,000	15,646,304	15,646,304	0	0	△236,304
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,410,000	15,646,304	15,646,304	0	0	△236,304

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 自動車取得税交付金		12,058,000	12,052,000	12,052,000	0	0	6,000
	1 自動車取得税交付金	12,058,000	12,052,000	12,052,000	0	0	6,000
10 地方特例交付金		2,992,000	2,990,000	2,990,000	0	0	2,000
	1 地方特例交付金	2,991,000	2,990,000	2,990,000	0	0	1,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	1,000
11 地方交付税		2,218,058,000	2,321,980,000	2,321,980,000	0	0	△103,922,000
	1 地方交付税	2,218,058,000	2,321,980,000	2,321,980,000	0	0	△103,922,000
12 交通安全対策特別 交付金		629,000	1,187,000	1,187,000	0	0	△558,000
	1 交通安全対策特別 交付金	629,000	1,187,000	1,187,000	0	0	△558,000
13 分担金及び負担金		60,622,000	68,047,916	51,486,816	0	16,561,100	9,135,184
	1 分担金	14,619,000	14,616,000	0	0	14,616,000	14,619,000
	2 負担金	46,003,000	53,431,916	51,486,816	0	1,945,100	△5,483,816
14 使用料及び手数料		54,424,000	62,761,177	58,176,177	0	4,585,000	△3,752,177
	1 使用料	35,364,000	43,726,820	39,141,820	0	4,585,000	△3,777,820
	2 手数料	19,060,000	19,034,357	19,034,357	0	0	25,643
15 国庫支出金		1,786,968,000	1,750,405,446	1,594,689,446	0	155,716,000	192,278,554
	1 国庫負担金	354,503,000	320,985,298	320,985,298	0	0	33,517,702
	2 国庫補助金	1,429,782,000	1,425,838,360	1,270,122,360	0	155,716,000	159,659,640
	3 国庫委託金	2,683,000	3,581,788	3,581,788	0	0	△898,788

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
16 県 支 出 金		1,379,057,000	1,349,763,110	1,284,689,110	0	65,074,000	94,367,890
	1 県 負 担 金	212,021,000	195,301,996	195,301,996	0	0	16,719,004
	2 県 補 助 金	1,130,340,000	1,116,988,906	1,051,914,906	0	65,074,000	78,425,094
	3 県 委 託 金	36,696,000	37,472,208	37,472,208	0	0	△776,208
17 財 産 収 入		33,277,000	34,439,062	34,434,254	0	4,808	△1,157,254
	1 財 産 運 用 収 入	18,541,000	19,134,135	19,129,327	0	4,808	△588,327
	2 財 産 売 払 収 入	14,736,000	15,304,927	15,304,927	0	0	△568,927
18 寄 附 金		248,050,000	247,121,655	237,554,655	0	9,567,000	10,495,345
	1 寄 附 金	248,050,000	247,121,655	237,554,655	0	9,567,000	10,495,345
19 繰 入 金		355,395,000	355,395,000	355,395,000	0	0	0
	1 繰 入 金	355,395,000	355,395,000	355,395,000	0	0	0
20 繰 越 金		349,362,128	349,361,945	349,361,945	0	0	183
	1 繰 越 金	349,362,128	349,361,945	349,361,945	0	0	183
21 諸 収 入		295,751,000	320,569,598	318,377,715	0	2,191,883	△22,626,715
	1 延滞金、加算金 及び過料	577,000	2,517,413	2,517,413	0	0	△1,940,413
	2 預 金 利 子	150,000	50,337	50,337	0	0	99,663
	3 貸付金元利収入	961,000	920,000	920,000	0	0	41,000
	4 雑 入	182,305,000	202,187,714	199,995,831	0	2,191,883	△17,690,831
	5 受託事業収入	111,758,000	114,894,134	114,894,134	0	0	△3,136,134
22 村 債		438,718,000	436,618,000	405,118,000	0	31,500,000	33,600,000
	1 村 債	438,718,000	436,618,000	405,118,000	0	31,500,000	33,600,000
歳 入 合 計		8,050,835,128	8,197,595,478	7,883,624,458	1,980,739	311,990,281	167,210,670

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時17分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時33分)

引き続き、歳出についての説明を求めます。金城寛樹会計管理者。

○ 金城寛樹 会計管理者 次に歳出の項目に移らせていただきます。14ページ、15ページをお願いいたします。

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	議会費	71,173,000	70,088,320	0	1,084,680	1,084,680
	1 議会費	71,173,000	70,088,320	0	1,084,680	1,084,680
2	総務費	1,390,647,000	1,370,098,420	7,000,000	13,548,580	20,548,580
	1 総務管理費	1,256,156,000	1,238,356,123	7,000,000	10,799,877	17,799,877
	2 徴税費	89,173,000	87,928,282	0	1,244,718	1,244,718
	3 戸籍住民登録費	26,915,000	25,787,817	0	1,127,183	1,127,183
	4 選挙費	16,141,000	15,884,479	0	256,521	256,521
	5 統計調査費	383,000	360,511	0	22,489	22,489
	6 監査委員費	1,879,000	1,781,208	0	97,792	97,792
3	民生費	2,461,247,000	2,440,122,633	4,000,000	17,124,367	21,124,367
	1 社会福祉費	1,363,373,000	1,350,144,981	0	13,228,019	13,228,019
	2 児童福祉費	1,097,874,000	1,089,977,652	4,000,000	3,896,348	7,896,348
4	衛生費	344,931,000	338,081,105	0	6,849,895	6,849,895
	1 保健衛生費	149,170,000	142,818,984	0	6,351,016	6,351,016
	2 清掃費	195,761,000	195,262,121	0	498,879	498,879
5	労働費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 失業対策費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	農林水産業費	812,658,128	745,691,449	56,376,000	10,590,679	66,966,679
	1 農業費	610,920,128	544,434,380	56,376,000	10,109,748	66,485,748
	2 林業費	13,178,000	12,904,900	0	273,100	273,100
	3 水産業費	188,560,000	188,352,169	0	207,831	207,831

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
7 商 工 費		269,212,000	232,127,050	35,376,000	1,708,950	37,084,950
	1 商 工 費	269,212,000	232,127,050	35,376,000	1,708,950	37,084,950
8 土 木 費		1,268,283,000	1,064,040,840	196,151,000	8,091,160	204,242,160
	1 土 木 管 理 費	12,115,000	11,770,439	0	344,561	344,561
	2 道 路 橋 梁 費	340,236,000	295,681,686	40,336,000	4,218,314	44,554,314
	3 河 川 費	51,616,000	51,576,098	0	39,902	39,902
	4 港 湾 費	697,577,000	539,627,223	155,815,000	2,134,777	157,949,777
	5 住 宅 費	166,739,000	165,385,394	0	1,353,606	1,353,606
9 消 防 費		182,039,000	182,039,000	0	0	0
	1 消 防 費	182,039,000	182,039,000	0	0	0
10 教 育 費		793,873,000	777,620,712	0	16,252,288	16,252,288
	1 教 育 総 務 費	190,739,000	185,184,701	0	5,554,299	5,554,299
	2 小 学 校 費	74,966,000	73,230,669	0	1,735,331	1,735,331
	3 中 学 校 費	36,497,000	35,813,655	0	683,345	683,345
	4 幼 稚 園 費	43,239,000	42,759,861	0	479,139	479,139
	5 社 会 教 育 費	231,064,000	228,295,313	0	2,768,687	2,768,687
	6 保 健 体 育 費	217,368,000	212,336,513	0	5,031,487	5,031,487
11 災 害 復 旧 費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公 債 費		455,385,000	451,674,704	0	3,710,296	3,710,296
	1 公 債 費	455,385,000	451,674,704	0	3,710,296	3,710,296

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
13 諸 支 出 金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 災害援護資金貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予 備 費		1,380,000	0	0	1,380,000	1,380,000
	1 予 備 費	1,380,000	0	0	1,380,000	1,380,000
歳 出 合 計		8,050,835,128	7,671,584,233	298,903,000	80,347,895	379,250,895

歳入歳出差引残額 212,040,225 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は歳入歳出差引不足額 0 円
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成30年7月4日
 今帰仁村長 喜屋武 治 樹

事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。
最後に151ページをお開きください。次に、実質収支に関する調書に移らせていただきます。

実 質 収 支 に 関 する 調 書

区 分		金 額
1. 歳入総額		7,883,624,458 円
2. 歳出総額		7,671,584,233 円
3. 歳入歳出差引額		212,040,225 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	22,431,000 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	22,431,000 円
5. 実質収支額		189,609,225 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上で、読み上げて説明を終わらせていただきます。

○ 東恩納寛政 議長 日程第12. 「認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

認定第2号

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成30年9月10日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ご説明いたします。

平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。

平成29年度 今帰仁村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 国民健康保険税		363,427,000	248,004,040	221,146,629	950,100	25,907,311	142,280,371
	1 国民健康保険税	363,427,000	248,004,040	221,146,629	950,100	25,907,311	142,280,371
2 一部負担金		4,000	0	0	0	0	4,000
	1 一部負担金	4,000	0	0	0	0	4,000
3 使用料及び手数料		500,000	343,800	343,800	0	0	156,200
	1 手 数 料	500,000	343,800	343,800	0	0	156,200
4 国庫支出金		695,888,000	664,717,196	664,717,196	0	0	31,170,804
	1 国庫負担金	382,309,000	408,745,196	408,745,196	0	0	△26,436,196
	2 国庫補助金	313,579,000	255,972,000	255,972,000	0	0	57,607,000
5 療養給付費交付金		39,965,000	12,010,000	12,010,000	0	0	27,955,000
	1 療養給付費交付金	39,965,000	12,010,000	12,010,000	0	0	27,955,000
6 前期高齢者交付金		158,841,000	165,232,213	165,232,213	0	0	△6,391,213
	1 前期高齢者交付金	158,841,000	165,232,213	165,232,213	0	0	△6,391,213
7 県 支 出 金		135,066,000	115,166,756	115,166,756	0	0	19,899,244
	1 県 負 担 金	19,213,000	15,318,756	15,318,756	0	0	3,894,244
	2 県 補 助 金	115,853,000	99,848,000	99,848,000	0	0	16,005,000
8 連 合 会 支 出 金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 連 合 会 補 助 金	2,000	0	0	0	0	2,000
9 共 同 事 業 交 付 金		549,877,000	549,876,498	549,876,498	0	0	502
	1 共 同 事 業 交 付 金	549,877,000	549,876,498	549,876,498	0	0	502

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 財産収入	1,000	0	0	0	0	1,000
11 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000
12 繰入金		298,879,000	298,877,775	298,877,775	0	0	1,225
	1 他会計繰入金	298,878,000	298,877,775	298,877,775	0	0	225
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
13 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 繰越金	2,000	0	0	0	0	2,000
14 諸収入		124,000	5,718,258	5,379,807	0	338,451	△5,255,807
	1 延滞金、加算金 及 び 過 料	113,000	813,400	812,100	0	1,300	△699,100
	2 預金利子	1,000	2,301	2,301	0	0	△1,301
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑収入	9,000	4,902,557	4,565,406	0	337,151	△4,556,406
15 村債		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 広域化等支援 基金貸付金	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		2,242,579,000	2,059,946,536	2,032,750,674	950,100	26,245,762	209,828,326

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。款ごとに、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に読み上げます。

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		29,740,000	29,142,035	0	597,965	597,965
	1 総務管理費	27,938,000	27,766,699	0	171,301	171,301
	2 徴税費	1,721,000	1,375,336	0	345,664	345,664
	3 運営協議会費	80,000	0	0	80,000	80,000
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		1,156,731,000	1,086,539,380	0	70,191,620	70,191,620
	1 療養諸費	973,769,000	915,315,013	0	58,453,987	58,453,987
	2 高額療養費	173,532,000	162,236,377	0	11,295,623	11,295,623
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 助産諸費	8,828,000	8,807,990	0	20,010	20,010
	5 葬祭諸費	600,000	180,000	0	420,000	420,000
3 後期高齢者支援金等		191,575,000	191,537,416	0	37,584	37,584
	1 後期高齢者支援金等	191,575,000	191,537,416	0	37,584	37,584
4 前期高齢者納付金等		703,000	701,590	0	1,410	1,410
	1 前期高齢者納付金等	703,000	701,590	0	1,410	1,410
5 老人保健拠出金		11,000	3,875	0	7,125	7,125
	1 老人保健拠出金	11,000	3,875	0	7,125	7,125
6 介護納付金		98,879,000	98,873,327	0	5,673	5,673
	1 介護納付金	98,879,000	98,873,327	0	5,673	5,673
7 共同事業拠出金		513,325,000	513,311,478	0	13,522	13,522
	1 共同事業拠出金	513,325,000	513,311,478	0	13,522	13,522

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
8 保健事業費		25,778,000	24,576,980	0	1,201,020	1,201,020
	1 特定健康診査等事業費	11,472,000	11,354,634	0	117,366	117,366
	2 保健事業費	14,306,000	13,222,346	0	1,083,654	1,083,654
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 公債費		1,000,000	221,917	0	778,083	778,083
	1 公債費	1,000,000	221,917	0	778,083	778,083
11 諸支出金		25,247,000	20,398,043	0	4,848,957	4,848,957
	1 償還金及び還付加算金	25,247,000	20,398,043	0	4,848,957	4,848,957
12 繰上充用金		196,589,000	196,588,594	0	406	406
	1 繰上充用金	196,589,000	196,588,594	0	406	406
13 予備費		3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
	1 予備費	3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
歳出合計		2,242,579,000	2,161,894,635	0	80,684,365	80,684,365

歳入歳出差引残額 △129,143,961 円

うち基金繰入額 0 円

又は歳入歳出差引不足額 129,143,961 円

この為翌年度繰上充用金 129,143,961 円

平成30年7月4日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

続きまして、55ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		2,032,750,674 円
2. 歳出総額		2,161,894,635 円
3. 歳入歳出差引額		△129,143,961 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額		△129,143,961 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上であります。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時58分)

午 後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

日程第13. 「認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

認定第3号

平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成30年9月10日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長　ご説明いたします。平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入決算書、款ごとに、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に読み上げます。

平成29年度 今帰仁村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

(歳 入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 後期高齢者医療保険料		42,188,000	43,098,736	42,156,978	162,750	779,008	31,022
	1 後期高齢者医療保険料	42,188,000	43,098,736	42,156,978	162,750	779,008	31,022
2 使用料及び手数料		41,000	25,400	25,400	0	0	15,600
	1 手 数 料	41,000	25,400	25,400	0	0	15,600
4 繰 入 金		42,415,000	42,416,000	42,416,000	0	0	△1,000
	1 一般会計繰入金	42,415,000	42,416,000	42,416,000	0	0	△1,000
5 繰 越 金		2,067,000	2,065,345	2,065,345	0	0	1,655
	1 繰 越 金	2,067,000	2,065,345	2,065,345	0	0	1,655
6 諸 収 入		18,000	44,694	44,694	0	0	△26,694
	1 延滞金、加算金、 及び過料	2,000	0	0	0	0	2,000
	2 償還金及び 還付加算金	11,000	17,381	17,381	0	0	△6,381
	3 預 金 利 子	1,000	269	269	0	0	731
	4 雑 入	4,000	27,044	27,044	0	0	△23,044
歳 入 合 計		86,729,000	87,650,175	86,708,417	162,750	779,008	20,583

次に歳出決算書です。6 ページ、7 ページ目をお開きください。款ごとに、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に読み上げます。

(歳 出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		4,937,000	4,728,087	0	208,913	208,913
	1 総務管理費	4,917,000	4,719,293	0	197,707	197,707
	2 徴収費	20,000	8,794	0	11,206	11,206
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		81,697,000	81,648,750	0	48,250	48,250
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	81,697,000	81,648,750	0	48,250	48,250
3 保健福祉事業費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 保健福祉事業費	3,000	0	0	3,000	3,000
4 諸支出金		92,000	44,425	0	47,575	47,575
	1 償還金及び還付加算金	91,000	44,425	0	46,575	46,575
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		86,729,000	86,421,262	0	307,738	307,738

歳入歳出差引残額 287,155 円

うち基金繰入額 0 円

又は歳入歳出差引不足額 0 円

この為翌年度繰上充用金 0 円

平成30年7月4日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

12ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、歳入歳出ともにお目通しください。
次に、実質収支に関する調書をご説明いたします。25ページをお開きください。

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

区 分		金 額
1. 歳入総額		86,708,417 円
2. 歳出総額		86,421,262 円
3. 歳入歳出差引額		287,155 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逐次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額		287,155 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

以上であります。

○ 東恩納寛政 議長 日程第14. 「認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

認定第4号

平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度今帰仁村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成30年9月10日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定について、その概要をご説明します。決算書の1ページから2ページをお開きください。

平成29年度 今帰仁村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源 充当額	合 計			
第1款 事業収益	370,361,000	4,500,000	0	374,861,000	389,067,983	14,206,983	16,102,978
第1項 営業収益	215,422,000	0	0	215,422,000	217,931,783	2,509,783	16,102,978
第2項 営業外収益	154,936,000	4,500,000	0	159,436,000	171,136,200	11,700,200	0
第3項 特別利益	3,000	0	0	3,000	0	△3,000	0

支出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (内、仮払 消費税及び 地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 事業費	418,712,000	18,172,000	0	0	0	436,884,000	0	436,884,000	423,691,961	0	13,192,039	7,923,942
第1項 営業費用	377,737,000	18,172,000	0	△1,947,000	0	393,962,000	0	393,962,000	382,714,558	0	11,247,442	7,923,942
第2項 営業外費用	39,951,000	0	0	1,947,000	0	41,898,000	0	41,898,000	40,977,403	0	920,597	0
第3項 特別損失	24,000	0	0	0	0	24,000	0	24,000	0	0	24,000	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方消費 税)
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	232,425,000	8,500,000	240,925,000	0	0	240,925,000	170,922,000	△70,003,000	0
第1項 企業債	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第2項 補助金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第3項 出資金	12,422,000	8,500,000	20,922,000	0	0	20,922,000	20,922,000	0	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第5項 その他資本収入	220,000,000	0	220,000,000	0	0	220,000,000	150,000,000	△70,000,000	0

支 出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (内、仮払消費 費税及び地方 消費税)
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	292,566,000	5,250,000	0	0	297,816,000	0	0	297,816,000	294,090,700	0	0	0	3,725,300	2,195,685
第1項 建設改良費	49,055,000	5,250,000	0	449,000	54,754,000	0	0	54,754,000	52,968,180	0	0	0	1,785,820	2,195,685
第2項 企業債償還金	62,510,000	0	0	△449,000	62,061,000	0	0	62,061,000	61,122,520	0	0	0	938,480	0
第3項 国庫補助金返還金	1,000	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	0
第4項 その他資本的支出	180,000,000	0	0	0	180,000,000	0	0	180,000,000	180,000,000	0	0	0	0	0
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額（170,922,000円）が資本的支出額（294,090,700円）に対し不足する額123,168,700円は、過年度分損益勘定留保資金57,207,152円、当年度分損益勘定留保資金65,961,548円で補填した。

平成29年度 今帰仁村水道事業損益計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	201,159,895		
(2) 受託工事収益	0		
(3) その他営業収益	<u>668,910</u>	201,828,805	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	14,878,900		
(2) 配水及び給水費	25,871,376		
(3) 受水費	45,483,306		
(4) 受託工事費	0		
(5) 総係費	24,124,795		
(6) 減価償却費	249,938,179		
(7) 資産減耗費	14,494,060		
(8) その他営業費用	<u>0</u>	<u>374,790,616</u>	
営業損失			172,961,811
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	796		
(2) 他会計補助金	11,078,000		
(3) 長期前受金戻入	158,678,844		
(4) 引当金戻入益	0		
(5) 雑収益	<u>1,379,237</u>	171,136,877	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	32,680,503		
(2) 雑支出	<u>820,593</u>	<u>33,501,096</u>	<u>137,635,781</u>
経常損失			35,326,030
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) その他特別利益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 減損損失	0		

(3) 災害による損失	0		
(4) 過年度損益修正損	0		
(5) 引当金繰入	0		
(6) その他特別損失	0	0	0
当年度純損失			35,326,030
前年度繰越欠損金			208,965,354
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処理欠損金			<u>244,291,384</u>

平成29年度 今帰仁村水道事業貸借対照表

(平成30年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		60,670,672	
ロ 建物	264,085,775		
減価償却累計額	<u>△ 37,555,017</u>	226,530,758	
ハ 構築物	5,453,058,036		
減価償却累計額	<u>△ 653,051,364</u>	4,800,006,672	
ニ 機械及び装置	1,243,728,727		
減価償却累計額	<u>△ 292,246,457</u>	951,482,270	
ホ 車両運搬具	1,391,670		
減価償却累計額	<u>△ 241,956</u>	1,149,714	
ヘ 工具器具及び備品	98,655		
減価償却累計額	<u>△ 93,723</u>	4,932	
ト 建設仮勘定		<u>68,508,782</u>	
有形固定資産合計			6,108,353,800

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		599,756	
ロ 借地権		<u>0</u>	
無形固定資産合計			599,756

(3) 投資その他の資産

イ 貸倒引当金		<u>0</u>	
投資その他の資産合計			<u>0</u>

固定資産合計		6,108,953,556
2 流動資産		
(1) 現金・預金		47,814,242
(2) 未収金	25,351,043	
貸倒引当金	<u>△ 2,692,475</u>	22,658,568
(3) 貯蔵品		3,196,655
(4) その他流動資産		<u>0</u>
流動資産合計		<u>73,669,465</u>
資産合計		<u>6,182,623,021</u>

負債の部

(単位：円)

3 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	1,881,390,807	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		1,881,390,807
(2) 引当金		0
(3) その他固定負債		<u>0</u>
固定負債合計		1,881,390,807
4 流動負債		
(1) 一時借入金		0
(2) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	62,688,156	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		62,688,156
(3) 他会計借入金		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の長期借入金	150,000,000	
ロ その他長期借入金	<u>0</u>	
他会計借入金合計		150,000,000
(4) 未払金		26,672,025
(5) 未払費用		0
(6) 前受金		594,836

(7) 引当金	555,000	
(8) その他流動負債	140,195	
流動負債合計		240,650,212
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	4,257,436,197	
(2) 収益化累計額	△ 585,620,304	
(3) 建設仮勘定長期前受金	<u>0</u>	
繰延収益合計		<u>3,671,815,893</u>
負債合計		<u>5,793,856,912</u>

資 本 の 部

(単位：円)

6 資本金		
(1) 固有資本金	537,191,517	
(2) 出資金	68,742,595	
資本金合計		605,934,112
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 再評価積立金	0	
ロ 補助金	13,386,600	
ハ 他会計負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	13,736,781	
ホ 寄附金	0	
ヘ 工事負担金	0	
ト その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		27,123,381
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	0	
ニ その他積立金	0	
ホ 当年度未処理欠損金	<u>244,291,384</u>	
利益剰余金合計		△ 244,291,384

剩餘金合計	<u>△ 217,168,003</u>
資本合計	<u>388,766,109</u>
負債資本合計	<u><u>6,182,623,021</u></u>

平成29年度 今帰仁村水道事業欠損金計算書
 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	欠 損 金										資本合計
		資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金						
		再 評 価 積 立 金	補 助 金	受 贈 財 産 評 価 額	資 本 剰 余 金 合 計	減 債 積 立 金	利 益 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	そ の 他 積 立 金	未 処 理 欠 損 金	利 益 剰 余 金 合 計	
前年度末残高	586,561,889	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	△208,965,354	△208,965,354	402,852,614
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	586,561,889	0	13,386,600	11,869,479	25,256,079	0	0	0	0	△208,965,354	△208,965,354	402,852,614
当年度変動額	19,372,223	0	0	1,867,302	1,867,302	0	0	0	0	△35,326,030	△35,326,030	△14,086,505
繰入金の受入	20,922,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,922,000
4条控除対象外消費税 (特定収入分)の圧縮記帳	△1,549,777	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△1,549,777
受贈財産(施設用地)	0	0	0	1,700,608	1,700,608	0	0	0	0	0	0	1,700,608
受贈財産(その他土地)	0	0	0	166,694	166,694	0	0	0	0	0	0	166,694
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△35,326,030	△35,326,030	△35,326,030
当年度末残高	605,934,112	0	13,386,600	13,736,781	27,123,381	0	0	0	0	△244,291,384	△244,291,384	388,766,109

平成29年度 今帰仁村水道事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	605,934,112	27,123,381	△244,291,384
議会の議決による処分額	0	0	0
利益積立金以外の利益剰余金の繰入	0	0	0
資本剰余金の繰入	0	0	0
利益積立金の繰入	0	0	0
処分後残高	605,934,112	27,123,381	(繰越欠損金) △244,291,384

平成29年度 今帰仁村水道事業会計に関する注記

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

・主な耐用年数

建物 2～38年

構築物 2～60年

機械及び装置 2～20年

工具器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

施設利用権 2～19年

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上することができる。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3. その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のもの）のうち、他会計が負担する額は、20,922千円である。

詳細につきましては、後日行われる決算審査特別委員会において、担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 日程第15. 「報告第3号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

報告第3号

平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

平成30年9月10日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

報告書については一緒に添付しておりますので、後ほどご参照ください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第16. 「報告第4号 平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

報告第4号

平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成30年9月10日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率は、下の表のとおりになっております。

実質赤字につきましては、早期健全化基準15%、財政再生基準20%のところ、村はゼロ%。連結実質赤字につきましては、早期健全化基準20%、財政再生基準30%のところ、村はゼロ%。実質公債費比率については、早期健全化基準25%、財政再生基準35%のところ、村は9.9%。将来負担比率については、早期健全化基準350%のところ、村は16.1%となっております。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第22条第2項の規定に基づく資金不足比率につきましては、健全化基準20%のところ、村はゼロ%となっております。

意見書につきましても添付しておりますので、ご参照ください。

○ **東恩納寛政 議長** 日程第17. 「決算審査特別委員会の設置・付託」についてお諮りします。

認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定については、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって、決算認定第1号 平成29年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計決算認定については、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、質疑については決算審査特別委員会で行うこととし、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、質疑については決算審査特別委員会で行うこととして省略いたします。

これより決算審査特別委員会委員長の互選をしていただきます。なお、あすから決算審査特別委員会は、質疑の前に執行部からの主要項目の説明を求めます。

- 東恩納寛政 議長 しばらく休憩します。 (休憩時刻 午後1時46分)

- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時10分)

これから、諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいましたのでご報告します。

委員長に座間味 薫議員、副委員長に與那勝治議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第18. 「現場踏査」についてを議題とします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は午後から現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定しました。

なお、現場踏査は散会後に午後から行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 午後2時11分)